

はじめに

令和4・5年度の岡山市こころの健康センターの所報をお届けします。

現在、精神保健・医療・福祉の領域にもさまざまな動きが見えます。令和4年12月には9年ぶりに精神保健福祉法が改正されました。精神保健の領域ではここ数年いわゆる「にも包括」が注目されてきましたが、今回の法改正により基礎自治体である市町村が精神保健に主役として取り組むこと、そして保健所・精神保健福祉センターがその取り組みに対して重層的な支援を行うことが明確に求められることになりました。また、今回の改正では医療保護入院の期間が定められました。入院期間の更新は可能ですが、更新する場合医療機関は病状や同意能力などの医療保護入院の必要性を確認し、本人にも告知し、更新届を提出する必要があるため、提出された届は精神医療審査会で審査されることとなります。入院者訪問支援事業も始まり、入院患者さんの権利擁護制度として期待されています。また精神科病院における虐待防止に向けた取り組みが一層強く求められるようになりました。

一方で、厚労省の主催する地域医療構想に関する検討会では、精神科医療を新たな地域医療構想に位置付ける、という方向性が明確となりました。今後は精神病床についても病床機能報告の対象となり、精神病床数の必要量が計算され、地域における病床数のコントロールの対象となる方向で具体的な議論が進むこととなります。

このような精神保健・医療・福祉の領域における国の動きは、私たちの仕事にも大きく影響してきます。ただ、私たち岡山市こころの健康センターにとっては、日々の相談業務の1つ1つに丁寧に向き合うことが第一であることは変わりません。当センターは政令指定都市型の精神保健福祉センターですので、当事者・家族に対する直接支援にも注力してきましたし、その一方で都道府県型の精神保健福祉センターと同様、重層型支援における支援者支援の機能も高めるべく努力してきました。「プレーヤーとしても全力、マネージャーとしても全力」を自分たちの基本的なスタンスと考えており、そのような活動の一端をこの所報の中でも報告させていただいております。

また、私たち岡山市こころの健康センターが取り組んできた「地域移行・地域定着支援」「思春期・ひきこもり支援」「自殺対策」「依存症対策」などの地域精神保健に関連した諸事業の概要についてもご報告させていただいております。ケースの支援にせよ、諸事業の実施にせよ、皆さまとの連携の中で実施し、続けることが出来ているものばかりです。感謝の心とともにこの所報をお届けいたします。

.....

令和7年3月

岡山市こころの健康センター
所長 太田 順一郎